

様式1

事業報告書
(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 おがた歯科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岡山県倉敷田ノ上 938 番地 3
- (3) 設立認可年月日 平成12年2月23日
- (4) 設立登記年月日 平成12年3月6日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人おがた歯科クリニック	倉敷市田ノ上 938 番地 3	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年5月24日 定時社員総会 令和2年度決算の決定
 令和4年2月20日 定時社員総会 令和4年度事業計画及び収支予算の決定

様式10-2

法人名 医療法人おがた歯科クリニック
 所在地 岡山県倉敷市田ノ上938番3

※医療法人整理番号 00752

財 产 目 錄
 (令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産	額	158,031,827
2. 負 債	額	166,537,743
3. 純 資 産	額	△ 8,505,916

(内 訳)

(単位:円)

区 分	金額
A 流動資産	66,270,548
B 固定資産	91,761,279
C 資産合計	(A+B) 158,031,827
D 負債合計	166,537,743
E 純資産	(C-D) △ 8,505,916

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 ■ 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式10-6

法人名 医療法人おがた歯科クリニック
 所在地 岡山県倉敷市田ノ上938番3

※医療法人整理番号 00252

貸 借 対 照 表
 (令和 4年 3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	66,270,548	I 流動負債	85,785,227
II 固定資産	91,761,279	II 固定負債	80,752,516
1 有形固定資産	39,159,375	負債合計	166,537,743
2 無形固定資産	1,430,616		純資産の部
3 その他の資産	51,171,288		
		科目	金額
		I 資本金	10,000,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	△ 18,505,916
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 8,505,916
資産合計	158,031,827	負債・純資産合計	158,031,827

様式10-8

法人名 医療法人おがた歯科クリニック
 所在地 岡山県倉敷市田ノ上938番3

※医療法人整理番号 〇〇252

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事業損益	
業務事業損益	
1 事業収益	64,656,466
2 事業費用	73,568,549
事業利益	△ 8,912,083
II 事業外収益	3,839,759
III 事業外費用	335,782
経常利益	△ 5,408,106
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 5,408,106
法人税等	71,000
当期純利益	△ 5,479,106

様式5

監事監査報告書

医療法人おがた歯科クリニック
理事長 緒方 憲一郎 殿

私は、医療法人おがた歯科クリニックの令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年5月20日

医療法人おがた歯科クリニック

監事 森田美沙子